

文教委員会資料②

2 所管事務の調査（報告）

(2) 第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画の策定について

資料1 「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」（案）に関するパブリックコメント
手続の実施結果について

資料2 「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」主な修正箇所

参考資料1 第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画 概要版

参考資料2 第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画 本編

こども未来局

（令和2年4月9日）

「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」(案) に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

川崎市では、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るために川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しています。

このたび、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までの3年間を計画の期間とする第6次行動計画(案)を取りまとめ、市民の皆様から意見を募集しました。

その結果、子どもたちからの数多くの意見を含め726通(意見総数1,215件)の意見をお寄せいただきましたので、その内容と意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和元年11月27日(水)から12月26日(木)まで(30日間)
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより(令和元年12月1日号掲載) ・ 市ホームページ ・ 紙資料の閲覧 (かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、川崎市子ども夢パーク、こども文化センター、わくわくプラザ、こども未来局青少年支援室) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市立学校の全児童生徒への意見募集用紙の配布 ・ 各種会議、行事での周知
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ掲載 ・ 紙資料の閲覧 (かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、川崎市子ども夢パーク、こども文化センター、わくわくプラザ、こども未来局青少年支援室)

3 結果の概要

意見提出数		726通
(内訳)	電子メール	12通
	ファックス	45通
	郵送	1通
	持参	668通
意見総数		1,215件

4 意見の内容と対応

案の内容に対する意見として、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障、重点的取組として位置付けている虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組、子どもの参加を支援する取組などをより推進すべきとの意見が多く寄せられました。

意見の趣旨が概ね案に沿ったものであることから、重点的取組の説明表現を整理するなど一部意見を反映し「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定します。

【対応区分】

- A：意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：意見の趣旨が案に沿ったものであり、意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見）

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1)行動計画の全般、基本理念、基本目標等に関する事	0	28	0	2	0	30
(2)施策の方向Ⅰに関する事	0	132	0	2	0	134
(3)施策の方向Ⅱに関する事	0	18	0	0	0	18
(4)施策の方向Ⅲに関する事	0	171	0	245	0	416
(5)施策の方向Ⅳに関する事	0	10	0	2	0	12
(6)施策の方向Ⅴに関する事	0	79	0	26	0	105
(7)重点的取組に関する事	5	168	0	29	0	202
(8)条例、子どもの権利等に関する事	0	0	0	157	0	157
(9)その他	0	0	0	2	139	141
合計	5	606	0	465	139	1,215

具体的な意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 行動計画の全般、基本理念、基本目標等に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	川崎市は、行動計画により、子どもの権利の施策についてしっかりと取り組んでおり、子どもたちのためにもよいことだと思ふし安心を感じる。 行動計画の策定により、子どもたちが自由に行動できるようになり、川崎市がよいまちになると思う。 (同趣旨ほか20件)	「子どもの権利に関する行動計画」は、本市が、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るために策定するものです。 この第6次の行動計画につきましても、第5次までの行動計画から引き続き、多様な主体との協働の下、条例に基づき、子ども一人ひとりの権利を尊重し、子どものさまざまな意見を聴きながらすべての子どもが主体的に社会に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して策定するものです。 今後も、引き続き、着実に取組を進めてまいります。	B
2	行動計画を初めて知ったが、これらの取組を推進することで、子どもをのびのびと育てられる環境づくりをお願いしたい。 (同趣旨ほか2件)		
3	子どもの権利や行動計画によって、子どもたちが毎日楽しく遊べるように、行動計画を推進してほしい。 (同趣旨ほか1件)		
4	友達の悩みや不安をよく聞くから、その時にこの行動計画のような取組があることを伝えたり、自分の意見を言ったりすることができるのでよいと思う。		
5	川崎市は多様性を受け入れることを前提として、さまざまな施策を進めている。子どもの権利に関する行動計画についても賛同する。さまざまな意見を聴きながら、しっかり取組を進めてほしい。		
6	夫婦、男女、いわゆる性を乗り越えたジェンダー視点等で差別があってはならない。その見地を根底におき、行動計画を立てていただきたい。	この行動計画の策定にあたっては、国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念や目標等を踏まえながら取組を推進することとしており、行動計画が対応するSDGsのゴールの1つとしてジェンダー平等の達成を掲げています。 個別の必要に応じた支援につきましては、施策の方向Ⅱの推進施策(4)に位置付けており、性別による差別や不利益を受けないよう、男女共同参画や性的マイノリティに関する学習を支援し、各種相談事業とその広報を行ってまいります。	D
7	基本目標(1)子どもの安心と自己肯定感の向上について、「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を活用した虐待防止の取組等といった机上の学びだけで、子ども自身が安心感を持てるのか、自己肯定感を育めるかという点と全く不十分だと思う。	この行動計画では、基本目標(1)に子どもの安心と自己肯定感の向上を位置付けています。 子どもが差別を受けず、虐待やいじめ等から守られ、安心して生活し、自己肯定感を持てることを目指し、子どもの権利に関する啓発イベントや広報の実施などさまざまな機会を通じて施策を推進しています。 今後も、子どもの権利を尊重し、さま	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		さまざまな施策を通じてその保障に努めてまいります。	

(2) 施策の方向Ⅰに関すること(広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
8	「子どもの権利の日のつどい」について、もう少し詳しく知りたい。 (同趣旨ほか1件)	条例第5条において、国連で条約が採択された11月20日を、「かわさき子どもの権利の日」として規定しています。 また、同条において、その趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めることを規定しているところ、毎年11月20日の前後の月に、「かわさき子どもの権利の日のつどい」を実施し、子どもの権利について関心と理解を深めてもらう機会としています。	D
9	子どもの権利を多くの人に知ってもらうことが必要であり、チラシやポスターの配布などさまざまな手段を通じて周知するとよい。 (同趣旨ほか61件)	子どもの権利に関する広報につきましては、施策の方向Ⅰの推進施策(1)に位置付けています。 条例の認知度を上げるとともに子どもの権利に関する理解と関心を深めるため、条例や子どもの権利の内容について、親子向けイベントでの啓発活動、チラシやポスターの配布などさまざまな手法を用いて、子どもやその保護者に対して周知・広報してまいります。	B
10	子どもの権利について、子どもにわかりやすい言葉でポスターを作成して学校に掲示、絵本やマンガにするなどの工夫をして広めるとよい。 (同趣旨ほか11件)		
11	子どもの権利について、多くの人に知ってもらうためにイベントを開催してもよいかもしれないが、他のやり方もあるとよい。		
12	子どもの権利に関することや悩みが相談できることを知ってもらうため、イベントを学校や地域で実施するとよい。 (同趣旨ほか4件)		
13	子どもの権利について、学校の授業でビデオを上映したりテストをしたりするなど、子どもたちにわかりやすく教える とよい。 (同趣旨ほか19件)	子どもの権利学習につきましては、施策の方向Ⅰの推進施策(2)に位置付けています。 保護者を対象とした研修会等の開催による家庭教育の支援や子どもの権利についての学習活動を地域に公開するなどの「子どもの権利に関する週間」をはじめとする学校教育、市民館での人権学習等の社会教育により、子どもの権利に関する意識の普及等を推進してまいります。	
14	子どもの権利が守られるためには、一番は子どもたち自身に、自分が困った時に助けってもらえることを理解してもらい、学校などで定期的にそれを発信し続けるとよい。		B
15	小学校の高学年生が、権利についてのパンフレットをつくり、皆に見てもらえばよい。		
16	子どもが学校で子どもの権利について学んだことを親に伝え、親が親族や友人に伝えれば、子どもの権利について皆に知ってもらえるからよい。		
17	子どもだけではなく、大人に対して子どもの権利の授業をするとよい。 (同趣旨ほか3件)		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
18	親が子どもに子どもの権利について教えるとよい。		
19	条例の認知度を向上させるには、学校現場でしっかりと取り組むとよい。		
20	川崎市はいち早く子どもの権利条例を制定し、学校等において学習しているので、その中で具体的な取組を発表して意識を高めるとよい。		
21	学校の先生が子どもの権利について学ぶとよい。 (同趣旨ほか10件)	子どもの権利学習につきましては、施策の方向Ⅰの推進施策(2)に位置付けています。 学校や施設の職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関係するすべての者が条例について十分に理解し、子どもの権利に関する認識を深めるために、条例の意義や権利保障のあり方等についての研修を行います。 また、子どもの権利についてより子どもにわかりやすく学習等が推進されるよう、学習資料の見直しや活用方法の検討などの取組を推進してまいります。	B
22	学校の人権教室で「白い魚とサメの子」の紙芝居を見て、とても勉強になったのでよい。 (同趣旨ほか3件)		
23	子どもの権利について、保育園や幼稚園でもわかりやすく教える機会があるとよい。		
24	学校やこども文化センター等で、子どもの権利を知ってもらう講習会を開催するとよい。		
25	子どもの権利について学んだが、学習内容がよりわかりやすいとよい。 (同趣旨ほか4件)		

(3) 施策の方向Ⅱに関すること(個別の支援)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
26	さまざまな事情によって学習に遅れのある子どもには、焦らず自分のスピードでわかるような個別支援があるとよい。 (同趣旨ほか2件)	子どもが、その置かれた状況に応じて必要な支援を受けるために保障されなければならない権利を、「個別の必要に応じて支援を受ける権利」として条例第16条に規定しています。 この行動計画では、施策の方向Ⅱの推進施策(4)に「個別の必要に応じた支援」を位置付け、国籍等子どもの置かれている状況に応じ、日本語指導等の必要な支援を行うよう努めてまいります。	B
27	先生が、外国籍の子に日本のことや日本語をたくさん教えてくれるとよい。 (同趣旨ほか1件)	外国籍の児童生徒に対する必要な支援につきましては、施策の方向Ⅱの推進施策(4)に位置付けています。 国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語を用いた情報発信を行います。また、外国人の親等に向けた各種相談・支援事業を行うとともに、外国につながるのある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、日本語指導や多言語に対応した支援体制の整備を図ってまいります。	B
28	いろいろな国の言葉のお知らせがあるとよい。		
29	外国籍の児童生徒が急速に増える中で、川崎市の学校で、まちで、一市民として安心して学び・育ちやすくするとよい。	共生社会に関する理解の促進につきましては、施策の方向Ⅱの推進施策(5)に位置付けています。 外国籍や障害などさまざまな状況に置	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
30	外国人のことがわかるように学校で知れるとよい。	かかれている子どもがそれぞれ尊重されるよう、市民等の理解の促進を図ります。 また、学校において、さまざまな文化を尊重し合い、互いを認め合う取組を進めるとともに、いじめや不登校の未然防止に向けて、「かわさき共生＊共育プログラム」等により、豊かな人間関係を育み、共生社会の形成をめざした教育をより子どもにもわかりやすく推進してまいります。	
31	近年、目に見える障害ではなく、自閉症やそのような障害を持つ子どもも多いと聞く。そのような子どものびのびすごせる、また親もそれを受け入れ、皆で成長できるような環境がよい。		
32	障害の有無に関わらず、差別されることがなく暮らしやすい社会になるとよい。 (同趣旨ほか5件)		
33	インクルーシブ教育など、障害の有無に関わらず子ども全体にとって居心地のよい学校づくりを進めるとよい。		
34	「共生＊共育」の授業が楽しく学ぶことができてよい。		
35	学校で行う、「共生＊共育」の授業の内容を新しくしてよりわかりやすいとよい。		

(4) 施策の方向Ⅲに関すること(家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
36	子育てで困ったり悩んだりしている人への支援について考えるとよい。 (同趣旨ほか2件)	子どもの養育の支援につきましては、施策の方向Ⅲの推進施策(7)に位置付けています。 子育てに関する悩みを持つ方への支援を行うことが重要であり、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行ってまいります。 個別の支援を必要とする子どもを持つ親や経済的な理由等により養育が困難な親等に対して、各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援等に取り組むとともに、地域におけるネットワークづくりへの支援等に取り組んでまいります。	B
37	子育てに関して、一定の条件を満たしていれば支援してあげるべき。困っている人には、協力してくれる人を探すとよい。 (同趣旨ほか6件)		
38	地域のふれあいが増えれば、親同士の悩み、子育ての大変さ、友達にいじめについて言いやすくなったり子どもの悩みも軽くなったりするから、虐待やいじめも減らすことができるとよい。		
39	子育てで困ったり悩んだりしている人への支援が重要で、子育ての悩みを相談できる場の確保など、機会があるとよい。 (同趣旨ほか9件)		
40	各区役所において、子どもに関わる団体による会議等を開催することで子どもへの切れ目のない支援をしているようであり、区単位の会議の下に中学校区等の小さな単位のネットワークの充実もあるとよい。		
41	学校にお金やスマホ、ゲームを持って行きたい。ドローンやラジコンができるといいので、学校の校則等を改善してほしい。 (同趣旨ほか12件)	育ち・学ぶ施設である学校は、子どもが友達や先生、地域の住民など多様な人々と協働しながら、規律等を学び、自立した人間として主体的に判断することを学ぶ場です。 学校の校則や持ち物等に関していただいた要望に対応することは難しいと考えますが、今後とも教育施策の推進に努めてまいります。	D
42	学校のジャージのデザインを変えてほしい。		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
43	川崎市でも置き勉を認めてほしい。 (同趣旨ほか2件)	登下校における携行品について、各学校においては、家庭学習で使用する予定のない教材等については、児童生徒の机の中などに置いて帰ることを認めたり、同じ日の授業で多くの学習用具を用いる場合には、あらかじめ数日に分けて持ってくるよう指導するなどの対応を図っています。	D
44	学校でお弁当が出てほしい。 (同趣旨ほか3件)	育ち・学ぶ施設である学校は、子どもが学校給食などさまざまな活動や体験を通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得する場です。 学校における弁当の提供やお菓子の販売等に関する要望に対応することはできませんが、今後とも、生涯にわたって健全な食生活を実践できる知識や能力を培うことができるよう食育の推進に努めてまいります。なお、学校給食の献立につきましては、子どもに必要な栄養を考慮して作成しています。	D
45	学校でお菓子を食べていいことにしてほしい。お菓子の自動販売機がほしい。 (同趣旨ほか1件)		
46	給食でもっと好きなメニューを出して充実させてほしい。 (同趣旨ほか1件)		
47	学校が始まる時間を遅くしてほしい。休み時間を少し増やしてほしい。 (同趣旨ほか4件)	育ち・学ぶ施設である学校は、「基礎的な知識や技能」と「思考力、判断力、表現力等」をバランスよく育み、子どもが主体的に学習や運動、学校行事等に取り組む場です。 今後とも、子どもの実態や地域の状況を踏まえた教育課程の編成に努めてまいります。	D
48	体育のプログラムを変えてほしい。サッカー、ドッジボール、リレー、スキーなどをしたい。 (同趣旨ほか9件)		
49	学校の宿題や提出物をなくしてほしい。 (同趣旨ほか7件)		
50	クラブ活動を3年生からやりたい。		
51	定期テストの回数を減らしてほしい。 (同趣旨ほか2件)		
52	すべての市内の学校で、成績の付け方を共通にしてほしい。		
53	学校でもっと遠足や校外学習に行きたい。 (同趣旨ほか3件)		
54	月に1回、席替えをしたい。		
55	校庭開放がない時は、校庭すべての場所を使って外遊びがしたい。外遊びの時間を増やしてほしい。		
56	教室内をカラフルで明るい雰囲気にしたら気分が明るくなるので、いじめが減るのではないかと考える。		
57	学校でマッチ棒大会をしたい。		
58	学校でいろいろな生き物が飼えるとよい。		
59	学校の図書室の本がもらえるとよい。		
60	土日の部活を、どちらか休みにしてほしい。	部活動につきましては、「川崎市立学校の部活動に係る方針」に基づき、平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上以上の休養日を設けるとともに、月予定の中に、ノー部活動デーを設けるなどの	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		基準を示すなどにより生徒の健全な成長の実現に向けた取組を進めています。	
61	エレベーターの設置など、学校の設備や環境を充実させるとよい。 (同趣旨ほか17件)	育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理につきましては、施策の方向Ⅲの推進施策(10)に位置付けています。	B
62	学校の汚いところや壊れているところを直して、きれいにするとよい。 (同趣旨ほか5件)	育ち・学ぶ施設である学校が、子どもたちにとって、安全で安心して活動できる場となるように、良質な教育環境の確保・整備に努めてまいります。	
63	学校に遊べるものをもっと増やすとよい。 (同趣旨ほか13件)	学校への店舗設置等に関する要望に対応することは難しいと考えますが、学校は、子ども達が学習する場所であり、一日の大半を過ごすため、安全で快適な学校の施設整備を推進してまいります。	D
64	学校にお店があるとよい。 (同趣旨ほか3件)		
65	学校に泊まれるとよい。 (同趣旨ほか2件)		
66	車が入れる学校がいい。学校でスーパーカーを展示したい。 (同趣旨ほか1件)		
67	学校の授業にタブレットコンピューターを導入してほしい。 (同趣旨ほか2件)	タブレットコンピューターの導入につきましては、平成25年度から小学校に、平成27年度から中学校に順次導入しており、今後も有効なタブレットコンピューターの利活用について検証を行いながら、より良いICT環境整備を進めてまいります。	D
68	こども文化センターやわくわくプラザに静かで、安全なほっとできる場所があるとよい。 (同趣旨ほか6件)	育ち・学ぶ施設等の環境整備につきましては、施策の方向Ⅲの推進施策(10)に位置付けています。 育ち・学ぶ施設であるこども文化センターやわくわくプラザについては、子どもにとって重要な居場所であることから、子どもたちの意見を聴くとともに親等や地域の住民と連携を図りながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、管理運営を工夫する中で健全な遊びの場を提供して、その健康を増進するとともに情操を豊かにする育成環境を整備してまいります。	B
69	こども文化センターの図書館が静かだとよい。 (同趣旨ほか1件)		
70	こども文化センターのトイレの鍵のしまり具合が悪い時に、きちんと直してくれるとよい。 (同趣旨ほか1件)		
71	こども文化センターに飲食やカウンセリング、ゲームなどのできる場所があるとよい。 (同趣旨ほか2件)		
72	こども文化センターやわくわくプラザでのイベントや外遊びの種類を増やすとよい。 (同趣旨ほか9件)		
73	こども文化センターやわくわくプラザのおもちゃやマンガが充実されるとよい。 (同趣旨ほか33件)		
74	こども文化センターの集会室やトレーニング室などが使いやすくなるとよい。 (同趣旨ほか14件)		
75	めざせぬりえグランプリの優勝者を増やすとよい。		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	(同趣旨ほか1件)		
76	わくわくプラザで自由に遊べるとよい。 (同趣旨ほか3件)		
77	わくわくプラザに大学生が勉強を教えに来てくれるとよい。		
78	学校をもっと増やして広くしてほしい。 (同趣旨ほか2件)	学校やこども文化センター、わくわくプラザの施設や設備、利用等について、今回いただいた要望に対応することは難しいと考えますが、育ち・学ぶ施設である学校やこども文化センター、わくわくプラザが子どもにとって過ごしやすい場所となるよう施設整備を行ってまいります。 また、子どもの自主的な活動が安全・安心の下で保障されるよう、安全管理体制を整備してまいります。	D
79	こども文化センターやわくわくプラザを通いやすい所に増やしてほしい。 (同趣旨ほか7件)		
80	こども文化センターやわくわくプラザをもっと広くしてほしい。 (同趣旨ほか19件)		
81	こども文化センターでインターネットや電源を自由に使えるようにしてほしい。 (同趣旨ほか5件)		
82	こども文化センターに遊べる地下道がほしい。 (同趣旨ほか1件)		
83	わくわくプラザのトイレを洋式にして、水道を自動式にしてほしい。 (同趣旨ほか4件)		
84	わくわくプラザの床が硬くて痛いので、もっと柔らかい床に座りたい。床暖房にしてほしい。 (同趣旨ほか1件)		
85	わくわくプラザの参加カードをICカードにしてほしい。		
86	野川こども文化センターのプレーパークの工事を中止にしてほしい。		
87	学童保育の「ささのはクラブ」に助成金がほしい。	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を含めたすべての小学生を対象に、放課後の安全な居場所の確保と健全育成を目的とした「わくわくプラザ事業」を全市立小学校内で実施しています。 本市の「放課後児童健全育成事業」は、わくわくプラザにより、子ども・子育て事業計画における量の見込みに対応できることから、民間の放課後児童健全育成事業者への助成は行っておりませんが、すべての小学生の放課後の安全な居場所となるよう、わくわくプラザの充実に適切に取り組んでまいります。	D
88	子母口小学校にあるわくわくプラザ以外の学童保育に補助金を出してほしい。		
89	治安を良くするための対策を行うことなどにより、誰もが安心して過ごせる環境づくりを進めるとよい。 (同趣旨ほか27件)	安全・安心なまちづくりに向けた取組につきましては、施策の方向Ⅲの推進施策(14)に防犯の対策事業を位置付けています。 具体的には、市では、総合的な防犯対	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		<p>策を推進するため、市民、事業者、関係団体、警察及び行政が連携・協働して、「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」を設置しています。</p> <p>「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」では、毎年「川崎市安全・安心まちづくり推進計画」を策定し、主な取組として、「パトロールや見守りなど地域自主防犯活動の推進」、「地域における連携の強化」などについて、連携を図りながら活動を推進しています。</p> <p>また、犯罪の発生防止に向けた環境整備として、防犯カメラ設置補助制度の推進、防犯灯の管理及び設置促進を行うとともに、アプリにより市内の事件、不審者などの情報をプッシュ通知でお届けし、犯罪や事件に巻き込まれるのを未然に防ぐ取組みを進めてまいります。</p>	
90	<p>交通ルールを守り、車に気を付けて交通事故に遭わないようにしていくとよい。 (同趣旨ほか3件)</p>	<p>安全・安心なまちづくりに向けた取組につきましては、施策の方向Ⅲの推進施策(14)に交通安全等の対策事業を位置付けています。</p> <p>具体的には、幼児・児童の交通事故を無くすことを目的として、交通安全教室の開催により自ら交通安全の意識を持つこと、また、新入学児童にランドセルカバーを配布して車両の運転手に子どもの存在を視認させることなどにより、発達段階に応じた交通安全教育や通学路における安全対策などを実施してまいります。</p>	B
91	<p>もっと地域に根ざした支援ができるようにしてほしい。</p>	<p>地域における子育て及び教育環境の整備等につきましては、施策の方向Ⅲの推進施策(14)に位置付けています。</p> <p>川崎市青少年育成連盟及び構成団体や青少年指導員連絡協議会など各種活動団体や地域教育会議等による地域の子育てや教育環境の整備に向けた取組を支援してまいります。</p>	D
92	<p>地域の安全に関わる情報が、学校や地域で共有されるとよい。</p>	<p>安全・安心なまちづくりに向けた地域における連携等の取組につきましては、施策の方向Ⅲの推進施策(14)に位置付けています。</p> <p>育ち・学ぶ施設等や地域の関係機関・団体間の適切な情報共有と連携に資する支援などに取り組むほか、本市の子ども権利をめぐる課題の解決に向けたさまざまな施策を通じて、こども110番の充実など地域において子どもの活動が安全の下で行うことができる環境の向上を目指し、その活動に対する支援に努めてまいります。</p>	B
93	<p>たまにまちでゴミ箱を蹴っている子がいるので、そういうことがないと安心でよい。</p>		
94	<p>こども110番を充実させるとよい。 (同趣旨ほか1件)</p>		
95	<p>地域の寺子屋なども通っている小学校にはないようなので、他の小学校の寺子</p>	<p>週1回の放課後の学習支援につきましては、帰りの会が終わったら参加登録し</p>	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	屋にも参加できるようになればと思う。	<p>た児童はそのまま寺子屋を実施している教室に集まり、1時間程度、宿題を中心とした学習をします。授業終了後に当該校の特別教室などで実施することや、寺子屋終了後にわくわくプラザを利用することから、他校からの移動時間や移動時の安全等を考えますと、他の学校の児童を受け入れるのは難しい状況です。</p> <p>また、土曜日等に月1回実施している体験活動につきましても、毎回、参加希望者が多く抽選となっている状況ですが、定員を設けずにできるような体験活動を実施することがあれば、近隣校や地域の皆様にも御案内しています。</p> <p>また、今後、すべての小中学校での寺子屋の開講に向けて取組を推進してまいります。</p>	
96	子どもが気軽に来られてのびのび安心して遊べるところをつくってほしい。 (同趣旨ほか38件)	<p>子どもが安心して過ごせることも文化センターやわくわくプラザ、子ども夢パーク等の居場所づくり、地域における学習支援の仕組みづくり、不登校等の子どもの居場所の確保とともに、居場所についての考え方や役割等の広報・啓発活動の実施などに取り組んでまいります。</p> <p>子どもの居場所の拡充等については、施設等を新たに作るの難しいと考えますが、本市の子どもの権利をめぐる課題の解決に向けたさまざまな施策を通じて、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めてまいります。</p>	D
97	自分らしくほっとできる場所をつくってほしい。 (同趣旨ほか18件)		
98	いつでも勉強できる学校がいい。楽しく、ほっとできる場所であってほしい。 (同趣旨ほか2件)		
99	子どもの居場所は、学校など子どもが集まる場所の近くにあるといい。 (同趣旨ほか3件)		
100	居場所がない子どもが学校に放課後にいられるようにしてほしい。		
101	ボール遊びができる場所をつくってほしい。 (同趣旨ほか6件)		
102	自然の中で遊べる場所をつくってほしい。 (同趣旨ほか2件)		
103	屋内の居場所をつくってほしい。 (同趣旨ほか10件)		
104	勉強ができ、本が読める場所をつくってほしい。 (同趣旨ほか5件)		
105	子どもの居場所について、とても少ないと感じる。わくわくプラザには学年が上がるにつれだんだん行きたがらなくなり、近所の公園も少なく、学校の校庭開放も短時間で日程も限られているのであまり活用できるものではない。		
106	こども文化センターなどの子どもの居場所が必要。 (同趣旨ほか1件)	子どもの居場所の確保及びその広報につきましても、施策の方向Ⅲの推進施策(15)に位置付けています。	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
107	町中や学校にポスターを貼ったり、お祭りなどのイベントを多く開催したりして、こども文化センターや子ども夢パークを知ってもらおうとよい。 (同趣旨ほか4件)	子どもが安心して過ごせるこども文化センターや子ども夢パーク等において、子どもの居場所の確保に取り組んでまいります。 また、子どもの居場所についての考え方やその役割等について理解を進めるため、地域や関係機関に対して、さまざまな媒体を用いた広報や啓発事業を効果的に実施してまいります。	
108	こども文化センターなどには、いつも決まった子が遊びに来るので、流行っているものを置いたり、外の掲示板に子どもが興味のあるイベントの紙を貼ったり、楽しそうと思ってもらうために飾り付けを目立つようにしたりして、他の人にも来てもらえるとうい。		
109	各区に一つ以上、縮小版でもよいので子ども夢パークのような施設が必要である。 (同趣旨ほか6件)	条例第27条の具現化のために設置した川崎市子ども夢パークは、子どもが自由に遊び、自主的及び自発的活動することができる施設です。施設の理念を広め、多くの子どもの利用促進を図ってまいります。 同様の新たな施設の設置についての計画はありませんが、今後も子どもの居場所の確保に取り組んでまいります。	D
110	学校に無理に行かなくてもいいと、子どもも大人も理解すべき。 (同趣旨ほか1件)	不登校児童生徒数は本市においても、依然として高水準で推移しており、児童生徒指導上の課題となっています。	
111	市内の不登校児童生徒数の多さに対し、子どもが安心して無償で通える場が増えていない。具体的な方策を通じて、学校外での学習権の保障を進めていくことを希望する。	不登校児童生徒への支援は、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指して、児童生徒が学校の他にも安心して過ごせる居場所や多様な教育の機会の確保、家庭への支援などを関係機関と連携して推進してまいります。	D

(5) 施策の方向Ⅳに関すること(子どもの参加)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
112	学校への目安箱の設置やアンケートを取るなど、子どもが意見を表明する機会を設けるとよい。 (同趣旨ほか7件)	学校における子どもの自治的な活動の支援につきましては、施策方向Ⅳの推進施策(20)に位置付けています。 学校教育推進会議や生徒会活動等の学校における子どもの参加・意見表明を促進する取組を推進します。	
113	学校でいろいろなことを話し合えるとよい。 (同趣旨ほか1件)	また、学校における生徒会活動等、子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう努めてまいります。	B
114	国際会議に参加する権利がほしい。 (同趣旨ほか1件)	この行動計画では、子どもが国際会議に参加することについての取組は位置付けていませんが、さまざまな場において子どもの意見を聴き、子どもが自主的・自発的に参加できるよう支援してまいります。	D

(6) 施策の方向Vに関すること(相談及び救済)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
115	子どもが気軽に相談できる場所があることを周知するとよい。 (同趣旨ほか3件)	子どもの権利の侵害に関する相談及び救済につきましては、施策の方向Vに位置付けています。 子どもが安心して気軽に相談できるよう、相談カードの配布やホームページ等を通じて、相談・救済機関の周知を行ってまいります。	B
116	子どもが相談しやすいよう、相談カードがあるとよい。		
117	電話による相談方法について、子どもに周知するとよい。		
118	相談カードに電話番号があってもなくすので、ポスターを貼るとよい。		
119	子どもが気軽に相談できるようにするとよい。 (同趣旨ほか36件)	子どもの権利の侵害に関する相談及び救済につきましては、施策の方向Vに位置付けています。 関係機関・団体との連携、各種相談窓口の充実、書面による相談、各学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣等により、プライバシーの保護など子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を適切な情報管理のもとに行ってまいります。	B
120	書面でも相談できるようにするとよい。 (同趣旨ほか15件)		
121	電話による相談が匿名ででき、秘密が守られるなど、子どもが気軽にできるようにするとよい。 (同趣旨ほか3件)		
122	目安箱の設置やアンケートを取るなど、子どもが学校で相談できる機会を設けてほしい。 (同趣旨ほか12件)		
123	子どもが気軽に相談できるようにするには、周りにいる親や先生が気づかなくてはならず、異変に気づいたら相談にのる必要がある。 (同趣旨ほか1件)		
124	子どもから大人まで、困ったときにひとりで悩まず気軽に相談できるようにしてほしい。 (同趣旨ほか15件)		
125	年齢が近い人や第三者に相談できるようにしてほしい。 (同趣旨ほか1件)	子どもの権利の侵害に関する相談及び救済につきましては、施策の方向Vに位置付けています。 本市ではさまざまな相談窓口を設置していますが、今後も関係機関と連携し、プライバシーの保護など子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行ってまいります。	D
126	仕事をしている人も子育てに関する相談ができるよう、体制を充実させてほしい。 (同趣旨ほか2件)		
127	子どもが悩みを気軽に相談できるよう、すべての小中学校にスクールカウンセラーを配置し、定期的に全児童生徒の意見を聴いてほしい。 (同趣旨ほか4件)	子どもが相談しやすい環境づくりに関する取組について、学校においては、一人ひとりの子どもに寄り添った相談・救済が行われるよう、施策の方向Vに基づく取組を推進してまいります。 全市立中学校にはスクールカウンセラーを週1日配置、小学校、高等学校、特別支援学校には巡回スクールカウンセラーを派遣し、子どもの相談と支援にあたっています。 スクールカウンセラーの配置や相談機関を記載した相談カードの配布等により、子どもが気軽に相談しやすい環境づ	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		くりを進めてまいります。	

(7) 重点的取組に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
128	虐待・体罰を防ぐ対策をもっとわかりやすく書いてほしい。	児童虐待・体罰は子どもの権利の重大な侵害であり、喫緊の課題としてその防止及び救済等の取組を重点的に推進しているところです。 いただいた意見を踏まえ、第5章の重点1の取組の方向性の記載内容について、人材育成に関する内容を追記するとともに文言の整理等を行いました。	A
129	虐待・体罰をなくすとよい。 (同趣旨ほか12件)	親等による虐待・体罰の防止及び救済等につきましては、重点的取組の1に位置付けています。 虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や新生児訪問事業等で、虐待・体罰防止に関する広報・啓発及び相談体制を充実するなど虐待予防事業を実施します。 また、条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。	B
130	親や教師などが怒鳴ったり暴力を振るったりするのをやめるとよい。 (同趣旨ほか7件)		
131	虐待・体罰の防止のために、優しい心と笑顔を持ち、子どもと大人が相互に尊重するとよい。 (同趣旨ほか2件)		
132	虐待・体罰の防止のために、子どもや大人が子どもの権利を知ってもらうとよい。		
133	虐待・体罰防止のため、日頃から子どもにアンケートを取り、地域に家庭の様子の聞き取りを行うとよい。 (同趣旨ほか5件)	親等による虐待・体罰の防止につきましては、重点的取組の1に位置付けています。 個人情報保護の観点等から意見の要望に対応することは難しいと考えますが、要保護児童等の適切な保護や相談支援を実施するため、児童相談所や区の体制強化や児童家庭相談支援機能の充実に取り組みとともに、「要保護児童対策地域協議会」等、各種関係機関の連携により、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めてまいります。	D
134	虐待・体罰を受けている子どもが相談しやすいように、学校に目安箱を置いたり相談できる部屋を設けたりするとよい。 (同趣旨ほか1件)	育ち・学ぶ施設等の相談・救済等につきましては、重点的取組の1に位置付けています。 育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めてまいります。	B
135	虐待・体罰の防止のために、学校側からの家庭訪問を増やしたり面談で生徒の様子を見たりするとよい。 (同趣旨ほか3件)		
136	虐待防止のために、ポスターを貼ったり呼びかけなどをしたりして、周囲の人の理解を促して言い出しやすい環境をつくるとよい。 (同趣旨ほか4件)	親等による虐待・体罰の防止に関する広報・啓発につきましては、重点的取組の1に位置付けています。 親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や訪問事業等さまざまな手法を活用して、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発を行ってまいり	B
137	虐待をなくすために嫌なことがあったときの対応方法を伝えるイベントを開催		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	するとよい。	ます。	
138	子どもに虐待の事例を伝えることで、子どもにどんなことが虐待かを気づかせ、その時にどうしたらよいかを教える とよい。 (同趣旨ほか1件)	また、子どもが安心して気軽に相談できるよう、相談カードやホームページ等で広報し、相談・救済機関の周知を行ってまいります。	
139	保護者に対して、子どもはストレス発散の道具と見ないで、産んだだけでは本当の親にはなれないことを知らせるとよい。		
140	親を対象として、子ども子育ての知識を深められる会があるとよい。		
141	虐待防止に向けて、父親の育児への関わりを増やすための定期的講座の実施があるとよい。		
142	虐待を防ぐためにも、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりをしてほしい。 (同趣旨ほか3件)	親等による虐待・体罰の防止に関する相談体制の整備につきましては、重点的取組の1に位置付けています。	
143	虐待・体罰の防止のために、自分が虐待・体罰を受けたり受けている子どもを見かけたりしたら、周囲に相談できるようにしてほしい。 (同趣旨ほか1件)	親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や訪問事業等さまざまな機会を活用して、相談しやすい体制整備を進めるなど虐待予防事業を実施してまいります。	B
144	虐待・体罰の被害者と加害者がしゃべって和解できる場がほしい。	本市では、虐待を受けた子どもが安心して生活できるよう関係機関と連携を図りながら家庭支援を行っています。	
145	虐待・体罰の防止のために、子どもと大人が意見を伝えあえる機会をつくるとよい。 (同趣旨ほか6件)	虐待・体罰の防止に向けては、虐待防止に関する資料等の配布による広報・啓発活動や育ち・学ぶ施設職員に対する各種研修の実施、相談体制の整備等を実施してまいります。	D
146	虐待について相談しやすい施設を増やした方がよい。	現在、本市では、国が示した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を受け、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を行える体制を目指し、児童相談所や区役所の体制と専門性の強化に取り組んでいます。	
147	虐待について定期的に相談する場所を設け、行くことを義務化させるとよい。		
148	児童相談所を増やすとよい。 (同趣旨ほか2件)	新たな児童相談所の設置等の要望に対応することは難しいと考えますが、令和2年度以降、改正児童福祉法に基づく児童福祉司等の増員などの体制整備を進めるとともに、定員を超える状態が多くなっている中部児童相談所の改築による定員増を図るなど、総合的に児童虐待対策に取り組んでまいります。	D
149	学校の中で、変なあだ名をつけられたり悪口を言われたりすることがある。 (同趣旨ほか2件)	育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等につきましては、重点的取組の1に位置付けています。	
150	人のいやがる言葉を言うと、言われた方は、胸が痛んで、それがいじめにつながってしまうと思うので、友達がいやが	文部科学省による「平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査」等の結果から、本市	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
151	<p>言葉をなくしたい。 小学校でいじめが多すぎる。</p>	<p>におけるいじめの認知件数は小学校での増加が顕著になるとともに、寄せられた意見の様に、暴力や身体に攻撃を受ける件数より、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」などが増えるなど、いじめが見えにくくなるとともに、対応に苦慮する事案が多くなってきている実態を踏まえ、今後、より一層分析を行い、いじめ防止に関する研修等を実施して教育相談技能を含めた指導力向上を図るなどの対策を進めてまいります。</p>	
152	<p>いじめをしない、させないでなくしてほしい。 (同趣旨ほか64件)</p>	<p>育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等につきましては、重点的取組の1に位置付けています。</p>	
153	<p>大人が、子どもにいじめの悪いことなどを教えるるとよい。</p>	<p>いじめをなくしていくための具体的な取組として、その原因や背景を丁寧に探り、集団の交流を通して、子ども同士の信頼関係を深めていくことや、いじめはしてはいけない、いじめられていたら助けるといふ子どもたちの思いを大切にしていけることが大切です。一人で解決しようとせず、教職員や保護者、地域の大人に相談することの重要性を啓発するとともに、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境づくりを進めてまいります。</p>	B
154	<p>いじめをどうすれば解決できるか調べてみるとよい。</p>		
155	<p>いじめはいじりが大きくなったものも含まれるので、子どもにいじりについて考えてもらうとよい。</p>		
156	<p>いじめにならないように先生の対応を変えるとよい。</p>	<p>育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等につきましては、重点的取組の1に位置付けています。</p>	
157	<p>先生がいじめについてもっと深く知って、気付いたらすぐに対応できるようにするとよい。</p>	<p>子どもが育ち・学ぶ施設等である学校の教職員が子どもからのいじめの相談に対してしっかりと寄り添い、多角的な聞き取りによる正確な事実の把握に基づいた、組織的ないじめ改善への取組を行うことが大切です。形式的な仲直り等はいじめ対応を終結させることなく、その後の経過も多くの教職員の目で見守っていく必要があることなど、教職員がいじめに対する理解や、いじめに対する指導力を向上させる研修の充実に努めてまいります。</p>	B
158	<p>いじめが増えているけれど、それは先生が見ていないところなので、日頃から先生が教室にいたり見回りをしたりするとよい。</p>		
159	<p>クラス内でのいじめへの対応は、やはり、先生の力量によるものも大きいと思う。研修等で先生へのフォローもあるとよい。</p>	<p>また、学校内での情報共有や相談の重要性について周知を図り、いじめに対して必要な対応を確実に行うことができるよう、いじめへの対応の充実に努めてまいります。</p>	
160	<p>記述されている「川崎市が取り組むこと」などを行ったところでいじめなど子どもの権利を守れるとは思えない。 どれも見たことのある取組だったので、これでいじめが無くなるとは思えない。</p>	<p>育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等につきましては、重点的取組の1に位置付けています。 今後も、課題の解決に向けて引き続き、着実に取組を進めてまいります。</p>	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	(同趣旨ほか2件)		
161	大人はいじめの実体がどんなものか知るとよい。いじめを軽視せず、適切に把握して、いじめをなくすために努力するとよい。	育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等につきましては、重点的取組の1に位置付けています。 いじめは明らかな人権侵害であり、「いじめは、絶対に許されない行為であること」、「どこの施設や集団でも、どの子どもにも起こり得る問題である」ことを大人がしっかりと認識し、育ち・学ぶ施設等の職員と保護者、市民が協力して、いじめの実態把握及び防止に向けた取組を推進してまいります。	B
162	いじめられたときに、相談できる大人や友達に助けてもらえるとうよい。 (同趣旨ほか1件)	育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等につきましては、重点的取組の1に位置付けています。	
163	いじめや虐待を受けても相談しづらいことがあるので、相談する場所を設け、また、そういった場所があることを周知するとよい。 (同趣旨ほか2件)	いじめの相談はまず近くにいる、育ち・学ぶ施設等の職員や保護者、地域の大人が、積極的に寄り添う姿勢で相談にのることが大切です。そのため、専門的なスキルをもつ相談機関や救済機関があることを、子どもや保護者に周知するとともに、安心して相談できる体制の整備や関係機関間の連携強化などに取り組んでまいります。	B
164	いじめや虐待を見て見ぬふりをするのではなく、積極的に大人などに相談して減らしていけたらよい。		
165	子ども会議など、子どもが参加できるような機会があるとよい。 (同趣旨ほか3件)	子どもの参加を支援する取組につきましては、重点的取組の2に位置付けています。	
166	学校同士や地域間の子ども会議で、意見交換の機会があるとよい。	子ども会議などで市政等について意見を表明することや、地域での活動に子どもが自主的・自発的に参加することを支援してまいります。	B
167	子ども会議に自分の意見の言える子どもたちが多く参加するとよい。 (同趣旨ほか2件)	この他にも、本市の子どもの権利をめぐる課題の解決に向けたさまざまな施策を通じて、さまざまな場において子どもの意見を聴き、学校等での周知を行うなど子どもの自主的・自発的な子どもの参加に努めてまいります。	
168	虐待・体罰、いじめなどがあるから、子ども会議が継続してあるとよい。 (同趣旨ほか4件)	子どもの参加を支援する取組につきましては、重点的取組の2に位置付けています。 子ども会議では、小学生から高校生までの子どもが一緒に話し合い、さまざまなことを体験しています。今後も引き続き子ども会議を運営し、子どもの居場所の一つとして、お互いを知り合い、尊重し合い、折り合いをつけながら取り組むことが虐待・体罰、いじめなどの防止につながるなどについて話し合っています。	B
169	もっと地域などの身近なところで話し合いの場所を設置したりするなど、一人ひとりの子どもたちの意見が言いやすい場をつくった方がよいと思う。 (同趣旨ほか5件)	子どもは大人とともに社会を構成するパートナーであり、子どもには社会に参加する権利があります。 新たな話し合いの場所の設置などに関する要望に対応することはできません	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
170	大人が子どもの目線に立って地域のルールを整えなくてはならない。	が、子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、子どもの意見表明と参加を促進し、さまざまな場面において子どもの意見が反映されることを目指してまいります。	
171	子どもが積極的に参加するためには、子ども会議の会議室がある子ども夢パークとの交流、意見交換をするとよい。	子どもの参加を支援する取組につきましては、重点的取組の2に位置付けています。 子ども夢パークは、子どもが自由に遊び、自主的及び自発的活動することができる施設です。子どもの活動拠点である子ども夢パークにある子ども会議の会議室が、子ども会議に参加する子どもたちと子ども夢パークを訪れる多くの子どもたちとの交流、意見交換の場となり、より一層活用されるよう努めてまいります。	B
172	こども文化センターのルールを自分たちでもっと使いやすいものにできることがわかるとよい。 (同趣旨ほか3件)	子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を尊重する取組につきましては、重点的取組の2に位置付けています。 意見を踏まえ、第5章の重点2の主な該当施策の記載内容について、こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの子ども運営委員会など子どもが構成員として参加する会議体において、定期的に子どもの意見を聴き、施設運営等への反映に努めることがわかるよう、内容を加筆・修正しました。	A
173	子どもが誰でも参加でき、企画運営ができる地域のイベントがほしい。 (同趣旨ほか4件)	子どもの参加を支援する取組につきましては、重点的取組の2に位置付けています。	
174	地域の保育園や幼稚園、老人ホームなどでボランティアができると子どもにとって素晴らしい経験になるのではないかと思います。	地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるような事業や子ども自身が企画から運営まで主体的に関わる事業等を実施するとともに、こども文化センターなどにおいて子どもの意見表明がされるよう、子どもの社会参加を支援してまいります。	B
175	子どもの意見を活かすために、まず子どもと地域の身近な人たちが話し合い、参加できる場を増やしてほしい。 (同趣旨ほか14件)		
176	子どもの意見を書いて貼り出し、地域の皆が子どもの考えを知ることができるようにするべき。		

(8) 条例、子どもの権利等に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
177	子どもを大切に、子どもの権利も大切にしてほしい。 (同趣旨ほか16件)	条例第2章において、「人間としての大切な子どもの権利」を規定しています。 まず第9条で、第2章でまとめている権利が子どもにとってとりわけ大切なものとして保障されなければならないことをおさえ、次の第10条から第16条で、	D
178	子どもの権利を使えていない人がいっぱいいると思うので、使える機会を増やしたらよいと思う。		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
179	いろいろな場面で人権が守られなくなっている世の中は危険であり、そういうことが起こらないように一人ひとり気をつけなければならないと思う。 (同趣旨ほか1件)	<p>条約等で規定されている権利を七つの柱にまとめ直し、具体的に示しています。</p> <p>この行動計画に基づく取組を推進することにより、条例に規定している子どもの大切な権利を総合的かつ計画的に保障してまいります。</p>	
180	学校内で、はっきりと決まっているわけではないが、なんとなく決められている序列がある。楽しい学校生活を皆が送るためには、このような事が起こらないようにしなければならない。		
181	子どもでも大人でも「一人の人として」全ての人権があり、軽視したり大人の権力で振り回したりせず、大切な人格を尊重して将来に向けて大事に育てたい。 (同趣旨ほか1件)		
182	自分の権利ばかりではなく、相手の権利も大事にしたい。 (同趣旨ほか1件)		
183	生きる権利が大切だと思う。 (同趣旨ほか1件)		
184	お父さんやお母さんが早く帰ってきたら安心。もっと一緒に遊びたい。 (同趣旨ほか2件)	<p>条例第10条において、子どもが安心して生きるために主として保障されなければならない権利を、次の第1号から第6号までに掲げて「安心して生きる権利」としています。</p> <p>第1号「命が守られ、尊重されること。」、第2号「愛情と理解をもって育まれること。」、第3号「あらゆる形態の差別を受けないこと。」、第4号「あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。」、第5号「健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。」、第6号「平和と安全な環境の下で生活ができること。」が保障されるなかで、子どもは安心して生きることができることを掲げています。</p> <p>この行動計画に基づく取組を推進することにより、条例に規定している子どもの大切な権利である「安心して生きる権利」を総合的かつ計画的に保障してまいります。</p>	D
185	大人に褒められたらうれしい。		
186	子どもを差別しないでほしい。 (同趣旨ほか5件)		
187	川崎市で安心して笑顔で暮らせたらよいと思う。 (同趣旨ほか5件)		
188	子ども同士が仲良く、けんかをしないようにしたい。 (同趣旨ほか5件)		
189	いろいろな人が自分らしく生きていけたらと思う。 (同趣旨ほか8件)	<p>条例第11条において、子どもが「ありのままの自分であるために保障されなければならない権利を、次の第1号から第6号までに掲げて「ありのままの自分である権利」としています。</p> <p>第1号「個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。」、第2号「自分の考えや信仰を持つこと。」、第3号「秘密が侵されないこと。」、第4号「自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。」、第5号「子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。」、第6号「安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。」が保</p>	D
190	子どもの良い個性も悪い個性も尊重してほしい。 (同趣旨ほか1件)		
191	子どもが公共交通機関に乗りやすい環境をつくってほしい。子どもだからといって大人と同じように利用させてもらえないのはおかしいと思う。		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		障されるなかで、子どもはありのままの自分でいることができることを掲げています。 この行動計画に基づく取組を推進することにより、条例に規定している子どもの大切な権利である「ありのままの自分でいる権利」を総合的かつ計画的に保障してまいります。	
192	もっと守ってもらえるようにしてほしい。	条例第12条において、子どもが自分を守り、また守られるために保障されなければならない権利を、「自分を守り、守られる権利」としてしています。 この行動計画に基づく取組を推進することにより、条例に規定している子どもの大切な権利を総合的かつ計画的に保障してまいります。	D
193	遊ぶ権利がほしい。 (同趣旨ほか2件)	条例第13条において、子どもが自分を豊かにし、力づけられるために保障されなければならない権利を、次の第1号から第5号までに掲げて「自分を豊かにし、力づけられる権利」としてしています。 第1号「遊ぶこと。」、第2号「学ぶこと。」、第3号「文化芸術活動に参加すること。」、第4号「役立つ情報を得ること。」、第5号「幸福を追求すること。」が保障されるなかで、子どもは自分を豊かにし、力づけられることができることを掲げています。 この行動計画に基づく取組を推進することにより、条例に規定している子どもの大切な権利である「自分を豊かにし、力づけられる権利」を総合的かつ計画的に保障してまいります。	D
194	遊ぶ時間がない。自由な時間や遊ぶ時間は大切だと思う。 (同趣旨ほか2件)		
195	大人による適度な注意は大事なのかもしれないが、子どもがのびのび遊んでいる場に大人がその空気を壊すようなことはするべきではないと考えている。		
196	全ての子どもが、等しく学ぶ環境を得られるとよいと思う。 (同趣旨ほか7件)		
197	自分の興味のあることや好きなことを教えてもらえるところがあたらよい。 (同趣旨ほか2件)		
198	本をたくさん読んで頭が良くなりたい。算数を頑張りたい。		
199	高校時代は自分を見つめながら集団の中での立ち位置を見出し、仲間に入り、社会に出る前の学習とともに人間づくりをしている。この尊い、この時期にしか得られない育つ場所を減らしたり機会を奪ったりしてはいけないと考える。		
200	ぬりえコンテストで優勝したい。工作がうまくなりたい。		
201	絵とか文が得意なので、将来はマンガや絵本を描きたい。	条例第14条において、子どもが自分に関することを自分で決めるために保障されなければならない権利を、「自分で決める権利」としてしています。 成長の途上にある子どもであっても、自分に関わることを自分で決めていこうとする意欲や態度を育てていくことが今の子どもたちにとって非常に重要な意義をもち、このことができるように支援していくことが望まれます。 この行動計画に基づく取組を推進することにより、条例に規定している子どもの大切な権利である「自分で決める権利」	D
202	嫌なことをはっきり言えるようになりたい。 (同趣旨ほか2件)		
203	子どもは、人に従うことが大事じゃなくて、もっと自由に考えたり、遊んだりすることが大事だと思う。自分で1日どれだけ勉強するとかを決めたりする。		
204	大人の考えを押し付けないでほしい。 自分に決める権利があることでも親が勝手に決めるが、自分にも事情があるし決める権利がある。強制は絶対してはい		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	けないと思う。 (同趣旨ほか5件)	を総合的かつ計画的に保障してまいります。	
205	大人の意見だけではなく、子どもの意見もしっかり聴き、大切にしてもらいたい。 (同趣旨ほか32件)	<p>条例第15条において、子どもが参加することができるために保障されなければならない権利を、次の第1号から第4号までに掲げて「参加する権利」としてしています。</p> <p>第1号「自分を表現すること。」、第2号「自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。」、第3号「仲間をつくり、仲間と集うこと。」、第4号「参加に際し、適切な支援が受けられること。」が保障されるなかで、子どもは参加することができることを掲げています。</p> <p>この行動計画に基づく取組を推進することにより、条例に規定している子どもの大切な権利である「参加する権利」を総合的かつ計画的に保障してまいります。</p>	D
206	もっと一人ひとりの意見に耳を傾けることで、一人ひとりに平等な権利があることを明確にするとよいと思う。		
207	日頃から、子どもは自分の意見を大人に言うべき。 (同趣旨ほか4件)		
208	子ども同士の話し合いを楽しく、関わらない人がいないようにするとよい。		
209	さまざまな手段を通じて子どもが意見を言うことができるとよい。 (同趣旨ほか14件)		
210	学校、公共施設、地域社会などさまざまな場で子どもが意見を気軽に言えるといい。 (同趣旨ほか4件)		
211	たくさんの子と友達になりたいから、皆で集まっているいろいろなことをやりたい。		
212	条例は、子どもの意見が組み込まれて制定されているのか疑問である。	<p>条例は、日本で最初の子どもの権利に関する総合条例です。</p> <p>条例の骨子案策定にあたっては、子どもたちとともに条例化の作業を進めていくことをめざし、学識経験者や市民のほか、中学生、高校生らの子どもが積極的に条例づくりに参加し、取りまとめました。約2年間で、200回を超えるさまざまな会議や集会を開催して条例を制定したものです。</p> <p>子どもの意見が条例に色濃く反映された一例として、「安心して話ができる人がいて、自由に自分を表現できる居場所」などを求めた川崎子ども集会のアピール文から、条例第27条の子どもの居場所の条文につながったことが挙げられます。</p>	D
213	<p>児童の権利に関する条約第18条には、児童の養育及び発達について父母は第一義的な責任を有するとあるが、条例における対象も、「児童」の範疇に狭められているのか。子どもの定義をみれば、乳幼児期も含め、18歳までを指すのではないか。</p> <p>また、子どもの養育及び発達を親、家族責任、義務にしてはならない。父母を第一義的とするのもどうかと思う。</p>	<p>条例第2条において、子どもは、「市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」としてしています。</p> <p>また、親に代わる保護者として、「児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者」を規定し、条例第17条においては、親とともに「その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である」としています。</p>	D

(9) その他

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
214	<p>川崎は全国に先がけて条例をつくり、実践もしてきたと思う。</p> <p>それに基づいて、権利委員会も専門家、市民も加わり、会議をしている。しかし、「子どもの権利」が侵害されたり、事件が起きたりした時に、その権利委員会の存在価値が市民等には見えない。権利委員会からも積極的に参画、出席し、力を発揮していただきたい。関係庁も参加を促していただきたい。</p>	<p>条例第38条において、子どもの権利の保障状況の検証をする機関として、人権、教育、福祉等の子どもの権利に関わる分野において学識経験のある者及び市民で構成される権利委員会の設置を規定しています。</p> <p>権利委員会の役割の一つ目は、市が、行動計画を策定するにあたっては、権利委員会の意見を聴くものとされています。次に役割の二つ目として、市長その他の執行機関の諮問に依りて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議することについて取り組んでいます。</p> <p>今後も、権利委員会からの意見を踏まえて策定した行動計画に基づき、子どもの権利の保障を図ってまいります。</p>	D
215	<p>子どもの権利に関するアンケートについて、紙面での問答は大変難しいと思う。アンケートは、一定の方向性があるものは行うべきではなく、中立的な視点で問答できるものを行うべきだと思う。紙面だけで思いを伝えるのは限界があると思う。</p>	<p>権利委員会による調査審議の基礎資料とするため、実態・意識調査を行っています。その手法としては、アンケート調査の他にヒアリング調査を行った上で分析しています。</p>	D
216	<p>こども文化センターや地域で活動する市民団体・サークルなど子育て支援の予算を増やしてほしい。</p> <p>身近な場所での子ども、子育て支援の充実が必要である。老朽化や職員の負担など、こども文化センターは追い込まれている。</p>	<p>子育て支援や青少年教育施設の運営にあたっては、施策の推進に必要な体制の確保に努めるとともに、それぞれの取組を推進してまいります。</p>	E
217	<p>青少年教育施設など子どもの居場所で働くスタッフの person 費を増額し、若いスタッフが安定して継続して働ける体制に整える必要がある。</p>		
218	<p>母親や父親の負担を減らせるように、保育園など安心して預けられるところを増やすとよい。 (同趣旨ほか2件)</p>	<p>この行動計画では、保育所等の整備についての取組は位置付けていませんが、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、子どもの育ちの基盤となる保育環境の充実を推進してまいります。</p>	E
219	<p>国や市全体で、もっと子どもを預けられる保育所等を増やし、今あるところをもっと長時間預けることができるようになったらよいと思う。 (同趣旨ほか1件)</p>	<p>子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るため、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の内容との整合性を図りながら施策を推進してまいります。</p>	E
220	<p>PTA 活動の中で、子どものプライバシーを話題にすることがあり、それを聞くのが苦痛な保護者もいる。PTAがいじめの道具にならないよう、PTA役員になることを強制しないようにしてほしい。</p>	<p>PTA活動に関しましては、教育文化会館・各市民館で実施しているPTA活動研修等を通じて円滑に活動できるよう支援等を行ってまいります。</p> <p>PTAは任意の独立した団体ですが、いただいた意見につきましては、今後のPTA活動の参考にさせていただきますようPTAの全市の協議体である川崎市PTA連絡協議会にお伝えしてまいります。</p>	E

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		す。	
221	公共交通機関にベビーカーを置く場所をきちんと確保してほしい。	本市では、駅施設や車両におけるバリアフリー化を促進するため、鉄道各社に対し、車両内において、ベビーカー利用者が使用できるスペースの配置やベビーカー利用者に対する相互理解を深めるためのポスター等の掲出について要望を行っているところです。 今後も、こうした取組を通じて、子育てしやすい環境づくりを推進してまいります。	E
222	障害を持った子に対する支援について、地域療育センターは、現状、発達検査すら数ヶ月待ちで需要に供給が追いついていないため、区ごとに設置してほしい。	地域療育センターの整備については、用地に関することや専門的な支援を行う人材の確保などの課題があります。現在、これらの課題への対応や増大、多様化するニーズに向けて、障害児支援体制の再構築の検討を行っているところです。	E
223	お金の足りない家庭のために募金箱を設置するとよい。 (同趣旨ほか2件)	生活に困窮している方に対しては、川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)にて相談を受け付け、課題の棚卸し・見極めを行い、必要な情報の提供・助言、関係機関への同行及び制度利用の手続き補助といった寄り添い型支援を実施し、さまざまな課題に対応しているところです。	E
224	お金が足りない家庭には、川崎市から町内会・自治会長を通して、必ずそれをお金が足りない家庭に渡すなどのことをするとよい。	また、失業などでお困りの方に対しては、相談者の就労意欲・能力に合わせた就労支援を行っており、こうした取組を通じて、相談者が早期に困窮状態から脱却し、自立できるよう支援してまいります。	
225	車道と歩道をもう少し広くしてほしい。 (同趣旨ほか4件)	市の都市計画道路及び幹線道路の整備については、効率的・効果的な道路整備を推進していくため、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とした「第2次道路整備プログラム」を定め、客観的な指標などを用いて整備効果の高い箇所を選定し、取組を進めています。 なお、上記以外の市道等の整備については、日常の道路パトロールや地域住民、町内会等からの要望を踏まえて整備の優先順位を定め、歩行者などの安全性に配慮しながら適切に対応しています。	E
226	坂道をなくしてほしい。		
227	夜は暗い道が多いので、街路灯をもっとつけて明るくしてほしい。 (同趣旨ほか1件)	道路照明灯の設置の要望については、夜間に現場を確認し、設置する基準や周辺の状況等を踏まえ、対応しています。	E
228	子どもの乗る自転車が事故にならないように、道路の一部を自転車ゾーンにするとよい。	平成31年3月に策定した「川崎市自転車ネットワーク計画」に基づき、安全で快適な自転車ネットワークの構築を目的に、自転車と歩行者の集中する駅周辺などにおいて、車道通行を前提とした、	E

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		自転車道や自転車専用通行帯、車道混在などの整備形態により、整備を推進してまいります。	
229	溝口駅を出たデッキの喫煙スペースをなくしてほしい。通りたくない。 (同趣旨ほか1件)	市では、たばこの火の危険から歩行者の安全を確保することを目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、主要駅周辺などの多くの歩行者が利用する区域を、市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止する「路上喫煙防止重点区域」として指定しています。 意見をいただいた「デッキの喫煙スペース」は、武蔵溝ノ口駅周辺重点区域の指定喫煙場所として設置しています。 指定喫煙場所には、喫煙者を特定の場所へ誘導することにより、重点区域内の路上喫煙やポイ捨てを減らす目的があるため、廃止の予定はありませんが、喫煙者のマナーアップに向けた啓発活動等を実施してまいります。	E
230	ごみを減らす、ポイ捨てを禁止する、意識啓発等を図るなどして、きれいなまちづくりを進めてほしい。 (同趣旨ほか5件)	ごみのポイ捨て等をなくし、安全で快適なまちづくりを推進するためには、市民や事業者等の協力を得ながら取り組むことが大変重要なので、駅周辺等における啓発キャンペーンの実施などを通じて、安全で快適なまちづくりに取り組んでまいります。	E
231	リサイクルの取組を積極的に進めてほしい。 (同趣旨ほか6件)	本市では、「川崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」を基本理念に、循環型社会の構築はもとより、循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させた環境配慮型の「エコ暮らし」なライフスタイルへの転換を図り、さらに低炭素社会や自然共生社会とも統合された持続可能な都市を目指しているところです。 また、この基本計画に基づき、現在、小学生を対象とした「出前ごみスクール」や町内会・自治会等を対象とした「ふれあい出張講座」などの環境教育・学習の促進やリサイクルの推進に取り組んでおり、今後も引き続き、「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現」を目指してまいります。	E
232	年齢関係なく、いろいろな人たちが楽しく安全に交流できる場をつくってほしい。 (同趣旨ほか3件)	本市では、子どもから高齢者まで全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向け、こども文化センター、いこいの家について、両施設の連携により多世代が交流する多目的の活動の場となるよう取組を進めるとともに、区役所や市民館等の公共施設の地域開放や民間の地域資源・オープンスペースの活用等を推進しているところです。	E
233	区役所や市民館などを入りやすい場所にしてほしい。いろいろな人たちが集まってご飯を食べられたり、友達と話せたり、勉強できたりする場所にしてほしい。 (同趣旨ほか1件)	今後も、こうした取組を通じて、身近	

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		な地域の中で、新たな居場所や多様なつながりを創出してまいります。	
234	公園を増やしてほしい。 (同趣旨ほか10件)	本市では、歩いて行ける範囲に子どもたちの遊び場や高齢者の休息の場となる身近な公園づくりを進めています。新たな公園については、全市的な配置のバランスを考慮した上で、周辺に公園がまったく無い地区を優先して整備を進めており、今後もその解消に向けた取組を進めてまいります。	E
235	子どもが外で遊ぶことを推進するために、広い公園をつくってほしい。 (同趣旨ほか2件)		
236	子育てをしている人や乳幼児が安全に遊べる公園がよい。公園をなくさないでほしい。 (同趣旨ほか2件)		
237	公園にごみ箱を設置してほしい。飲み物の空缶やお菓子の袋など、持ち帰ることを指導しているのは理解しているが、18歳前後の人たちが、何のためらいもなくその場で捨てている。 (同趣旨ほか8件)	公園のごみ箱については、生活ごみの持込の増加やカラス等によるごみの散乱などを招く恐れがあり、原則として設置していませんので、今後もごみの持ち帰りを周知してまいります。	E
238	公園にごみを捨てたら、罰金500円を子どもも大人も払うことにしたらよい。		
239	公園にアスレチックやターザンロープ、バスケットゴールなどの遊具を増やしてほしい。 (同趣旨ほか20件)	公園は都市に住む人々にとって潤いや安らぎを与えてくれるとともに、身近な自然と触れ合うことができる貴重なオープンスペースとなっています。このため、アスレチック遊具などを新たに設置するには、そのスペースの確保や他の公園利用者を含めた地域の方々の御理解が必要となりますので、これらの条件が整った場合には、公園の再整備などの時期を捉え検討してまいります。	E
240	野球やサッカーなど、ボール遊びができる公園をつくってほしい。 (同趣旨ほか15件)	公園でのボール遊びについては、地域の方々が主体となってルール作りされることが重要であると考え、本市において平成30年度に「公園でのルール作りのガイドライン(ボール遊び)」を策定し、活用を促すとともに、スペース確保のため、現在検証を進めている球場の一般開放など、環境整備に向けて取り組んでまいります。	E
241	家の近くに観光地、ラグビー教室、ゲームセンター、本屋、玩具の販売店などいろいろな施設がほしい。 (同趣旨ほか16件)	意見の内容は行動計画の範囲を超えています。	E
242	戦争をしている国同士は暴力などをやめて、幸せな国になってほしい。		
243	物価を下げてください。 (同趣旨ほか1件)		
244	消費税を8%にして、無駄遣いを減らすとよい。 (同趣旨ほか2件)		
245	ふるさと納税の赤字をなくすために、国からの補填を増やしてほしい。 (同趣旨ほか6件)		
246	公共料金などを無料にしてください。		

修正後	修正前
<p>P 3 7 第4章 推進施策と取組 推進施策（14） 地域における子育て及び教育環境の整備等 （略）</p> <p>㉗ 計画期間の取組内容</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>子どもにとって安全・安心なまちづくりに向け、防犯や交通安全等の対策事業を実施します。また、<u>川崎市青少年育成連盟及び構成団体や青少年指導員連絡協議会など各種活動団体や地域教育会議等</u>による地域の子育てや教育環境の整備に向けた取組を支援します。</p> </div> <p style="text-align: right;">おもな所管</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>市民文化局 こども未来局 教育委員会事務局</p> </div> <p>P 4 1 推進施策（22） 子どもの意見の尊重 （略）</p> <p>㉘ 計画期間の取組内容</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、<u>こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの子ども運営委員会など子どもが構成員として参加する会議体において定期的に子どもの意見を聴き、施設運営に反映されるよう努めます。</u></p> </div> <p style="text-align: right;">おもな所管</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>こども未来局</p> </div>	<p>P 3 7 第4章 推進施策と取組 推進施策（14） 地域における子育て及び教育環境の整備等 （略）</p> <p>㉗ 計画期間の取組内容</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>子どもにとって安全・安心なまちづくりに向け、防犯や交通安全等の対策事業を実施します。また、各種活動団体や地域教育会議等による地域の子育てや教育環境の整備に向けた取組を支援します。</p> </div> <p style="text-align: right;">おもな所管</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>市民文化局 こども未来局 教育委員会事務局</p> </div> <p>P 4 1 推進施策（22） 子どもの意見の尊重 （略）</p> <p>㉘ 計画期間の取組内容</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、子どもが構成員として参加する子ども運営委員会等を組織し、定期的に子どもの意見を聴くよう努めます。</p> </div> <p style="text-align: right;">おもな所管</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>こども未来局</p> </div>

修正後	修正前								
<p>P 4 3</p> <p>第5章 重点的取組</p> <p>(略)</p> <p>重点1 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組</p> <p><取組の方向性></p> <p>重点1「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」の推進に向けては、要保護児童等に対するより適切な支援のため、児童相談所への児童福祉司等の着実な配置及び各専門職が期待される役割や支援スキルを發揮し現場で実践できるようにするための研修の実施による人材育成など、相談支援体制の強化を図ります。また、虐待等の未然防止に向け、支援が必要な児童や家庭の早期把握、早期支援のため、「子ども家庭総合支援拠点」を令和4(2022)年度までに各区に設置し、地域における児童家庭相談支援機能の充実に取り組み、区役所と児童相談所の連携強化等により、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済のための支援を行います。</p> <p><u>子どもへの虐待・体罰の未然防止及び予防に向けた取組として、育ち・学ぶ施設等の職員や親等に対する啓発活動を充実させます。</u></p> <p>子どもの安全確保や環境等の調査のため、必要時には確実に児童の一時保護を実施します。また、一時保護中に制限される権利等について年齢等に応じた適切な説明を行うとともに、できる限り保護期間を短縮することができるよう関係機関との連携を図ります。</p> <p>いじめの防止を図るため、子どもに対しては、児童生徒指導体制の一層の充実に図るとともに子どもの権利についての啓発を行います。育ち・学ぶ施設等の職員に対しては、いじめ防止に関する研修等を実施して教育相談技能を含めた指導力の向上を図ります。</p> <p>いじめに関する相談体制の周知及び整備を行うほか、学校と保護者が課題や対策を共有できる体制を強化するとともに関係機関との連携を図ることで子どもの救済に努めます。</p> <p>P 4 6</p> <p>重点2 子どもの参加を支援する取組</p> <p>(略)</p> <p><主な該当施策></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f4a460;">推進施策</th> <th style="background-color: #f4a460;">計画期間の取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">子どもの意見の尊重</td> <td>育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、<u>こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの子ども運営委員会など子どもが構成員として参加する会議体において定期的に子どもの意見を聴き、施設運営等に反映されるよう努めます。</u> [施策の方向Ⅳ 推進施策(22) 取組④/P.41]</td> </tr> </tbody> </table>	推進施策	計画期間の取組内容	子どもの意見の尊重	育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、 <u>こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの子ども運営委員会など子どもが構成員として参加する会議体において定期的に子どもの意見を聴き、施設運営等に反映されるよう努めます。</u> [施策の方向Ⅳ 推進施策(22) 取組④/P.41]	<p>P 4 3</p> <p>第5章 重点的取組</p> <p>(略)</p> <p>重点1 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組</p> <p><取組の方向性></p> <p>重点1「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」の推進に向けては、要保護児童等に対するより適切な支援のため、児童相談所への児童福祉司等の着実な配置や、専門職の人材育成など、相談支援体制の強化を図るとともに、虐待等の未然防止に向け、支援が必要な児童や家庭の早期把握、早期支援のため、「子ども家庭総合支援拠点」を令和4(2020)年度までに各区に設置し、地域における児童家庭相談支援機能の充実に取り組みます。また、親等による虐待・体罰の未然防止及び予防に向けた啓発活動の充実や区役所と児童相談所の連携強化等により、早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済のための支援を行います。</p> <p>育ち・学ぶ施設等の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。特に、児童相談所に対しては、専門職機能の強化及び実効的な多職種協働の実践に向けた研修等を実施します。また、児童福祉司等専門職員の増員など児童相談所の相談体制強化に向けた取組等を推進して子どもへの虐待及び体罰に関する相談体制を整備するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済に努めます。</p> <p>子どもの安全確保や環境等の調査のため、必要時には確実に児童の一時保護を実施します。また、一時保護中に制限される権利等について年齢等に応じた適切な説明を行うとともに、できる限り保護期間を短縮することができるよう関係機関との連携を図ります。</p> <p>いじめの防止を図るため、子どもに対しては、児童生徒指導体制の一層の充実に図るとともに子どもの権利についての啓発を行います。育ち・学ぶ施設等の職員に対しては、いじめ防止に関する研修等を実施して教育相談技能を含めた指導力の向上を図ります。</p> <p>いじめに関する相談体制の周知及び整備を行うほか、学校と保護者が課題や対策を共有できる体制を強化するとともに関係機関との連携を図ることで子どもの救済に努めます。</p> <p>P 4 6</p> <p>重点2 子どもの参加を支援する取組</p> <p>(略)</p> <p><主な該当施策></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f4a460;">推進施策</th> <th style="background-color: #f4a460;">計画期間の取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">子どもの意見の尊重</td> <td>育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、子どもが構成員として参加する子ども運営委員会等を組織し、定期的に子どもの意見を聴くよう努めます。 [施策の方向Ⅳ 推進施策(22) 取組④/P.41]</td> </tr> </tbody> </table>	推進施策	計画期間の取組内容	子どもの意見の尊重	育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、子どもが構成員として参加する子ども運営委員会等を組織し、定期的に子どもの意見を聴くよう努めます。 [施策の方向Ⅳ 推進施策(22) 取組④/P.41]
推進施策	計画期間の取組内容								
子どもの意見の尊重	育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、 <u>こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの子ども運営委員会など子どもが構成員として参加する会議体において定期的に子どもの意見を聴き、施設運営等に反映されるよう努めます。</u> [施策の方向Ⅳ 推進施策(22) 取組④/P.41]								
推進施策	計画期間の取組内容								
子どもの意見の尊重	育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、子どもが構成員として参加する子ども運営委員会等を組織し、定期的に子どもの意見を聴くよう努めます。 [施策の方向Ⅳ 推進施策(22) 取組④/P.41]								